

別表（第2条関係）

補助事業名	魅力あるまちづくり推進事業
補助事業の目的	商工会議所や観光協会、東播磨地域の魅力あるまちづくりに関係する団体等が実施する、中心市街地の空き家を活用した東播磨地域の魅力向上及び活性化を促す取組を支援する。
補助事業の対象となる者	商工会議所、観光協会、東播磨地域の魅力あるまちづくりに関連するNPO法人その他法人、任意団体等で県民局長が特に認める者
補助事業の対象となる経費	<p>東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町）の中心市街地^{※1}にある空き家（空き家になる見込みのものを含む。以下同じ）^{※2}で起業又は新たに开店しようとする若者^{※3}を支援するために必要な経費であって、次に掲げるもののうち県民局長が必要かつ適当と認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マルシェ開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動費（ワークショップ運営、イベント開催等） ・企画経費 ・広告・PR活動費 ・その他必要な経費 2 チャレンジショップ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・整備費（設計、補修経費等） <p>※1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が近隣商業地域又は商業地域の区域 ※2 当該空き家の耐震性・法令への適合等を個別に審査の上補助対象となるか判断する。 ※3 申請時点で40歳以下の者</p>
補助率	1は1/3以内、2は1/4以内
補助金の額	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算の範囲内の額で、1団体当たり200千円以内 2 予算の範囲内の額で、1団体当たり1,000千円以内 <p>1団体が1・2両方の補助を受けることも可能。ただし、それぞれの経費に対し上記の上限額を適用する。（いずれも千円未満は切り捨て）</p>
適用除外する条項	_____
その他の事項	_____

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙 1、別紙 2 (補助金交付申請書 別記省略) 2 事業に係る経費の見積書 3 空き家に関する申告書 4 起業または出店しようとする者の年齢確認書類(運転免許証の写し等) 5 整備費を含む場合は、以下の図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象となる空き家及びその敷地の土地・建物登記簿謄本の写し (2) 対象となる空き家の現況が分かる図面等 (附近見取図、配置図、平面図、立面図、現況写真等) (3) 工程表 (4) 土地・建物所有者と申請者が異なる場合は、所有者の同意書等 <p>(指定期日) 別途通知する日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金額を増額せずに事業費を増額するとき。ただし、別紙 2 において、減額となる工種がない場合に限る。</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 事業内容の細部を変更する場合</p> <p>(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる</p> <p>(指定期日) 変更することが決まった後すみやかに</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等) —</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙 3、別紙 4 (補助事業実績報告書 別記省略) 2 補助事業に要した経費の領収書 (写) 及び契約書類等 (写) 3 事業完了写真等 <p>(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内 (第 8 条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から 10 日以内) 又は令和 7 年 4 月 10 日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条 第 1 項	<p>(処分制限期間) —</p>